

入札告示

札幌市告示第 1067 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令和 5 年 3 月 6 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市総務局広報部広報課広報係 電話 011-211-2036
メールアドレス kohokakari@city.sapporo.jp
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達件名 広報誌配布業務（配布区分 C）
 - (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 5 月 31 日まで
 - (4) 履行場所 北区、西区、手稲区のうち、市の指定する区域
 - (5) 入札方法 一部当たりの単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業務」の「運輸・通信業」か「広告業」に登録されている者であること。
 - (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
 - (6) 告示日を起点とした過去 5 年間に於いて、10 万部以上の印刷物を 2 週間以内に戸別にポスティングした実績があるか、同程度の業務を受託の上で適正に履行した実績があること。

(7) 本説明書、別添仕様書に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記1に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法 上記1の場所にて交付する。

(3) 入札書の受領期限

令和5年4月4日（火）13時30分（送付の場合は必着のこと。）

(4) 開札の日時及び場所 令和5年4月4日（火）15時00分

札幌市役所本庁舎9階局会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

5 入札手続等

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額に年間予定配布部数を乗じた金額の100分の10に相当する額の契約保証金を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、本告示に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を、令和5年3月23日（木）14時（送付の場合は必着のこと。）までに上記1の場所に提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。

ウ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に

関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(8) 詳細は入札説明書による。

6 留意事項

本一般競争入札は、令和 5 年度当初予算及び令和 6 年度債務負担行為に係る予算が成立することを前提に、年度開始前の準備行為として行うものである。したがって、当該予算が成立しなかった場合、契約を締結できないことがある。